

令和5年度第3回 東御市青少年健全育成審議会会議次第

日 時 令和6年2月9日（金）

午後3時30分～

場 所 市役所本館2階 全員協議会室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 審議事項

(1) 第3次東御市青少年健全育成計画の策定について

(2) 令和6年度 放課後子ども教室推進事業「げんき塾」開催要綱（案）について

4 答 申

5 その他

次回審議会 令和6年度6月予定

6 閉 会

東御市青少年健全育成審議会 7 期 委員名簿

任期（2年）： 令和4年4月1日～令和6年3月31日 （敬称略 順不同）

	氏 名	職 名 等	備 考
1	荻原 慎一郎	市青少年育成市民会議常任理事 市青少年補導委員会会長	会長
2	上原 真美	とうみセーフティネットの会（地域 部会）社会教育委員	副会長
3	芦田 高英	市子ども会育成連絡協議会会長	
4	横山 榮二	青少年補導委員 長野県青少年サポーター	
5	池田 和生	市スポーツ協会 常務理事	
6	五十嵐 江利子	主任児童委員	任期 令和4年12月1日～令和 6年3月31日
7	荻原 美和子	とうみセーフティネットの会（地域 部会）	
8	辰野 哲男	滋野小学校 P T A 会長	
9	滝澤 晃志	和小学校 P T A 会長	任期 令和5年4月1日～令和6 年3月31日
10	勝見 藤一	生徒指導主事（東部中学校）	
11	鈴木 健二	生徒指導係（東御清翔高等学校）	任期 令和5年4月1日～令和6 年3月31日

事務局

	氏 名	職 名 等	備 考
1	小山 隆文	教育長	
2	柳沢 秀夫	教育次長（青少年センター所長）	
3	深井 芳信	教育課長	
4	重田 雄一	教育課学校施設・青少年教育係長	
5	宮澤 宏美	教育課学校施設・青少年教育係主査	
6	小菅 毅	教育課学校施設・青少年教育係 青少年健全育成専門指導員	

(1) 第3次東御市青少年健全育成計画の策定について

(結果公表様式)

第3次東御市青少年健全育成計画（素案）に対する
パブリックコメントの結果について

1 募集の概要

件名	第3次東御市青少年健全育成計画（素案）に対するパブリックコメント
意見の募集期間	令和5年12月15日（金）～令和6年1月15日（月）
意見の受付方法	電子メール、ファックス、郵送、担当窓口へ直接
意見の周知場所	市報とうみ、市ホームページ、市役所本館、北御牧庁舎、総合福祉センター、中央公民館、市民ラウンジ、滋野コミュニティーセンター、祢津公民館、和コミュニティーセンター
結果の公表場所	市ホームページ
提出状況	(1) 提出者数 2人 (2) 提出意見数 26件
実施機関	東御市教育委員会 教育課 学校施設・青少年教育係 電話：0268-64-5906 ファックス：0268-64-5878 電子メール：seishonen@city.tomi.nagano.jp

2 ご意見の提出状況と対応区分

区分	内容	提出者数	意見数
A	ご意見の趣旨が既に反映されているもの	2	4
B	ご意見を反映させるもの（または修正したもの）	1	8
C	ご意見を反映することはできないが、今後の参考とするもの	2	6
D	ご意見を反映できないもの ・法令等で規定されており、市として実施できないもの ・実施主体が市以外のもの ・市の方針に合わないもの など	1	3
E	その他のご意見（質問、感想等）	2	5
	計	8	26

※表中の提出者数は、1人で複数の意見を提出している場合があるため、実際の提出者数（2人）と一致しません。

(1) 第3次東御市青少年健全育成計画の策定について

別紙1

第3次東御市青少年健全育成計画（素案）変更箇所一覧

令和6年2月9日

番号	パブコメ B区分番号	変更 ページ	内容
1		3 ページ	目次 第5章4 用語解説の追加
2		6 ページ	1 計画策定の趣旨 10 行目 「取り組んでまいりました」→「推進してきました」
3		9 ページ	5 SDGs（持続可能な開発目標）の達成を意識した取り組み 文章の修正、図の配置を調整 →詳細は別紙2参照
4	1,2	11 ページ	【(市) 人口と世帯数の推移】 R5実績の追加 【(市) 年齢3区分別人口及び年少人口割合】 出典、年少人口の訂正、資料名の訂正 →詳細は別紙2参照
5	5	13 ページ	【(市) 有害図書等の自動販売機設置台数】 R5実績の追加 →詳細は別紙2参照
6	6	14 ページ	【(市) 過去1年間における地区行事等への参加割合】 %数値を追記 →詳細は別紙2参照
7	7	15 ページ	【学校に行くのは楽しいと思いますか】 %数値を追記 →詳細は別紙2参照
8	8	16 ページ	【(国・市) 不登校児童生徒在籍比】 出典、年度を追記 →詳細は別紙2参照
9	9	17 ページ	【(市) 電子メディア機器の使用時間】 2時間以上の項目ごとに%を追記 →詳細は別紙2参照
10		27 ページ	(1) 基本目標1 青少年のための安心・安全な地域環境づくり <目標値>補導件数 現状地及び目標値に単位"件"を追記
11	10	33 ページ	1 現状と課題 文章の修正、図表の項目追加 →詳細は別紙2参照
12		43,44 ページ	用語解説の追加
13		46 ページ	2 第三次東御市青少年健全育成計画策定の経過 経過事項を追加
14		48 ページ	諮問の追加

(1) 第3次東御市青少年健全育成計画の策定について

3 ご意見の内容と市の考え方について

番号	意見の内容・要旨	市の考え方	区分
1	第2章1(1)①少子高齢化・核家族化の進行 「(市)人口と世帯数の推移」について 「国勢調査及び推計人口」各年10月1日であるので2023年10月1日のデータを採用することを提案。	最新のデータ等を確認し記載してまいります。	B
2	第2章1(1)①少子高齢化・核家族化の進行 「(市)年齢3区分別人口及び年少人口割合」について出典の明記をすること。	第2章1(1)①図表「年齢3区分別人口及び年少人口割合」について出典を明記します。	B
	年少人口は全体の31%ではないので数値を訂正すること。	年少人口が誤っておりましたので数値を訂正します。	
	「資料:国勢調査」に年度を記載すること。	「資料:国勢調査」に年度を記載します。	
3	第2章1(1)②家庭環境の多様化 「(国)専業主婦世帯と共働き世帯」 「(市)ひとり親世帯の状況」に関する記載を「第3期東御市教育基本計画(素案)」「基本-9」に記載することを提案。	ご意見として承ります。	E
4	第2章1(1)③児童虐待 参照資料は「(県)児童虐待の認知件数」等であるが東御市虐待等防止総合対策推進協議会、児童虐待防止委員会資料「虐待通報経路」「虐待事例の種別・類型」を参照することを提案。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。	C
5	第2章1(2)①環境浄化の進展 参照図は各年4月とあるので、2023年4月でデータ更新すること。	最新のデータ等を確認し記載してまいります。	B
	有害図書は自動販売機だけでなくネットで入手可能であることの問題提起の記載をすることを提案。	第4章II-1現状と課題にて記載しております。	
6	第2章1(2)②地域活動 図表「(市)地域や近所の青少年と接する機会の有無」に倣い図表「(市)過去1年間における地区行事等への参加割合」に%数値を表記することを提案。	第2章1(2)②図表「(市)過去1年間における地区行事等への参加割合」に%数値を表記します。	B

(1) 第3次東御市青少年健全育成計画の策定について

7	第2章1(3)①学校生活について 図表「(県) 児童虐待の認知件数」(②いじめ・不登校)に倣い、図表「学校に行くのは楽しいと思いますか」に%数値を表記することを提案。	第2章1(3)①図表「学校に行くのは楽しいと思いますか」に%数値を表記します。	B
8	第2章1(3)②いじめ・不登校 図表「(国・市) 不登校児童生徒在籍比」に出典資料名・年度を記載すること。 ----- 2020年度の実数値を記載することを提案。	第2章1(3)②図表「(国・市) 不登校児童生徒在籍比」に出典資料名・年度を記載します。 ----- 2020年度の実数値は既に記載済みです。	B
9	第2章1(4)②長時間使用・依存 図表「(市) 電子メディア機器の使用時間」表中「6時間以上」に%数値を表記することを提案。	第2章1(4)②図表「(市) 電子メディア機器の使用時間」に%数値を表記します。	B
10	第2章1(4)③平均使用時間、夜間の使用 図表「平均使用時間、夜間の使用について」(R5子どもとメディア信州アンケート)と、第4章基本目標Ⅱ-1現状と課題、表、平均使用時間小学校6年生17%、中学生2年生27%との整合性をとることを提案。	第4章Ⅱ-1現状と課題について一部数値に誤りがありましたので修正を行います。 なお、第4章Ⅱ-1現状と課題について使用時間の現状であり、第2章1(4)③平均使用時間、夜間の使用については平均及び夜間の使用について記載しているため、現状のままとさせていただきます。	B
11	困難を有する子ども・若者が抱える問題への取り組みについて 「長野県子ども・若者支援総合計画」と整合を図るとしたが、同計画の第3章、第3節「青少年の健全」のみと整合性を持たせていることは一部にとどまる。 実際、「計画策定の趣旨」には子ども・若者をとりまく環境は大きく変化しているとし、「困難を有する子ども・若者が抱える問題」に言及している。計画はこの点について触れていない。	ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。	C
12	第4章 インターネット上の誹謗中傷、SNSに起因する犯罪被害について基本目標Ⅱ-2施策の方向性として「インターネット上の誹謗中傷」及び「SNSに起因する犯罪被害」について記載すること、また、施策の展開に「(3) インターネット上の誹謗中傷に	第4章 基本目標Ⅱにネットリテラシー教育として包括して記載しております。	A

(1) 第3次東御市青少年健全育成計画の策定について

	対する取り組み」「(4) SNS に起因する犯罪被害に対する取り組み」を付け加えることを提案。		
13	第4章 オーバードーズの取り組みについて 基本目標1 高校生をはじめとした10代の若者が風邪薬などの市販薬を乱用するケース、広がるオーバードーズ(OD)への対処が課題である旨を記載することを提案。	第4章Ⅰ-1 現状と課題に記載しております。	A
14	第4章 いじめ・不登校への取り組みについて 「いじめ・不登校」について第4章基本目標Ⅳ「困難を有する子ども・若者が抱える問題への取り組み」施策の展開として「いじめ・不登校への取り組み」とすることを提案。	ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。	C
15	第4章 ひきこもりの方への取り組みについて 第4章基本目標Ⅳ「困難を有する子ども・若者が抱える問題への取り組み」施策の展開として、本人の意思を尊重し、安心感を与えるための「ひきこもりの方への取り組み」とすることを提案。	第4章Ⅲ-3 (2) 青少年の社会参加促進に記載しております。	A
16	第4章 子どもの貧困への取り組みについて 「貧困」について基本目標Ⅳ「困難を有する子ども・若者が抱える問題への取り組み」施策の展開として幼児期から高等教育段階までの切れ目ない教育費の負担軽減、子ども食堂、フードバンクなど「子どもの貧困への取り組み」とすることを提案。	ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。	C
17	第4章 虐待防止の取り組みについて 「虐待」について第4章基本目標Ⅳ「困難を有する子ども・若者が抱える問題への取り組み」施策の展開として子ども虐待問題を発生予防の観点で捉え取り組む「虐待を防止の取り組み」とすることを提案。	ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。	C

(1) 第3次東御市青少年健全育成計画の策定について

18	「青少年健全育成計画」の「健全」の文字の削除を求めます。	「健全」という標記について、当計画は東御市青少年健全育成条例（平成20年3月）を基本としております。当条例と整合を図るため本計画では現行のまま進めたいと考えます。	D
19	第1章 5 SDGs（持続可能な開発目標）の達成を意識した取り組みの削除を求めます。	SDGsは世界規模の持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、当計画でもSDGsを踏まえて計画を推進して参りたいと思います。	D
20	第2章1(1)③児童虐待「県における虐待を受けた子どもの年齢構成別割合」について1～5歳が最も多くなっており深く掘り下げた記述を求めます。	ご意見として承ります。	E
21	第2章1(2)①環境浄化の進展 有害図書自動販売機の撤去の記述はまだ必要なのですか。 ----- もっとひどいWEBサイトを問題にしてください。	東御市青少年健全育成条例に基づき有害図書自動販売機を撤去した経緯を残すため、記述は必要と考えます。 ----- インターネット上の有害情報についての現状は第4章II-1現状と課題に記載しております。	A
22	第2章1(3)②いじめ・不登校 当市における不登校児童生徒、中学校では全国に比べ高い比率、増加傾向なのが気になります。理由、背景にあるのは何ですか。	ご意見として承ります。	E
23	第2章1(4)⑥新聞を読んでいる青少年の割合 「新聞を読みますか」の問いに対し「読まない」「取っていない」と答えた割合が約8割。学校図書館に新聞はありますか。	市内小学校では小学生向け、市内中学校で中学生向け及び一般市民向けの新聞が配置されております。	E
24	第2章1(5)①若年無業者 当市における若年無業者の数が平成22年に比べ3倍に増加しているのが気になる。具体的にどんな状況か記述を求めます。	ご意見として承ります。	E

(1) 第3次東御市青少年健全育成計画の策定について

25	<p>第4章 I-1 現状と課題</p> <p>青少年補導委員による街頭活動等の推進の必要性は時代遅れの手法、やめるべきである。</p>	<p>青少年補導委員による補導活動の見回り活動により店舗から有益な情報が得られたり、また、地域の非行被害防止の抑止力にもなっておりますので、今後も活動を行ってまいります。</p>	D
26	<p>第4章 I-3 (2) 非行・被害防止の取り組み</p> <p>青少年補導委員を中心に、街頭啓発活動・有害環境チェック活動等の非行防止活動を推進…早期発見及び相談体制の整備、青少年補導委員の資質向上…犯罪者のような捉え方は間違っている</p>	<p>ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。</p>	C

(2) 令和6年度 放課後子ども教室推進事業「げんき塾」開催要綱(案)について

令和6年度放課後子ども教室推進事業「げんき塾」開催要綱(案)

【事業名称】 放課後子ども教室推進事業「げんき塾」

【主催】 東御市、東御市教育委員会

【運営委託先】 一般社団法人 SanyTOMI

【目的】

放課後活動の充実を図るため、様々な遊び等の体験を通して、学年を超えた交流活動を促し、高学年児童のリーダー養成を図るとともに、青少年健全育成及び児童の体力向上を推進する。また、東御清翔高校の生徒（ボランティア部等）や地域の方等をサポート役として、運営等に協力いただき、異年齢間の交流を推進する。

【事業期間】 令和6年4月から令和7年3月まで

【日時・場所】 水曜日、放課後午後3時30分から午後4時30分頃まで
夏休み期間中は暑さ対策のため午前10時から午前11時まで
市内5小学校の校庭又は体育館（雨天の場合等）
7月3日は北御牧中学と合同開催、10月16日は東部中学と合同開催

小学校名	田中小	滋野小	祢津小	和小	北御牧小
予定日	6月19日	5月29日	5月22日	6月5日	7月3日
	7月17日	7月24日	7月10日	7月31日	10月2日
	10月9日	10月30日	8月7日	9月25日	11月13日
	11月27日	1月22日	10月16日	11月6日	1月29日
	2月12日			1月15日	

【対象】 全学年

【定員】 30名（先着順だが、柔軟に対応する）

【遊び内容】 運動遊び・集団遊び等

【帰宅方法】 保護者の送迎又は児童館・児童クラブへ移動

【参加費】 無料

【保険】 傷害保険へ加入

【実施体制】

＜放課後子ども教室運営委員会＞

- ・青少年健全育成審議会にて運営内容について、意見をいただく。

（この会議を放課後子ども教室運営委員会とする）

＜放課後子ども教室運営協議会＞

- ・放課後子ども教室の運営方法等を検討する。

- ・学校等の連携を図るため、教頭・地域コーディネーター・事務局等による会議を行う。
(この会議を放課後子ども教室運営協議会とする)

<地域コーディネーター>

- ・放課後子ども教室推進事業の総合的な調整を行う。
保護者等に対する参加の呼びかけ、学校や関係機関等との連絡調整、ボランティア等の協力者確保、活動プログラムの企画運営等を行う。
- ・文化・スポーツ振興課スポーツ係地域づくり特任支援員を地域コーディネーターとする。

<協働活動支援員>

- ・本事業の運営及び指導業務を一般社団法人SanyTOMIが受託し、事業にかかる事務や活動プログラム作成及び指導等を行う。(身体教育医学研究所)

<活動サポーター>

- ・事業を実施するに当たり、児童の活動支援及び安全管理を行う。
- ・市子ども会育成連絡協議会、主任児童委員、東御清翔高校生徒等に依頼する。

企画・運営 (運営委員会、運営協議会、要綱作成、運営補助、補助申請等)	教育課 学校施設・青少年教育係
地域コーディネーター (計画作成、募集、参加者調整、学校や地域等の連絡調整)	文化・スポーツ振興課 スポーツ係
運営の一部委託及び体験指導(協働活動支援員等) (運営庶務、用具準備、保険加入、研修、体験指導等)	一般社団法人 SanyTOMI
活動サポーター (児童の活動支援・見守り、安全管理等)	市子ども会育成協議会、主任児童委員、東御清翔高校生徒スポーツ推進委員等

- 【担当部署】 教育課学校施設・青少年教育係 担当：重田、宮澤
電話 64-5906 FAX 64-5878
文化・スポーツ振興課スポーツ係 担当：所、鈴木
電話 75-1455 FAX 63-5431